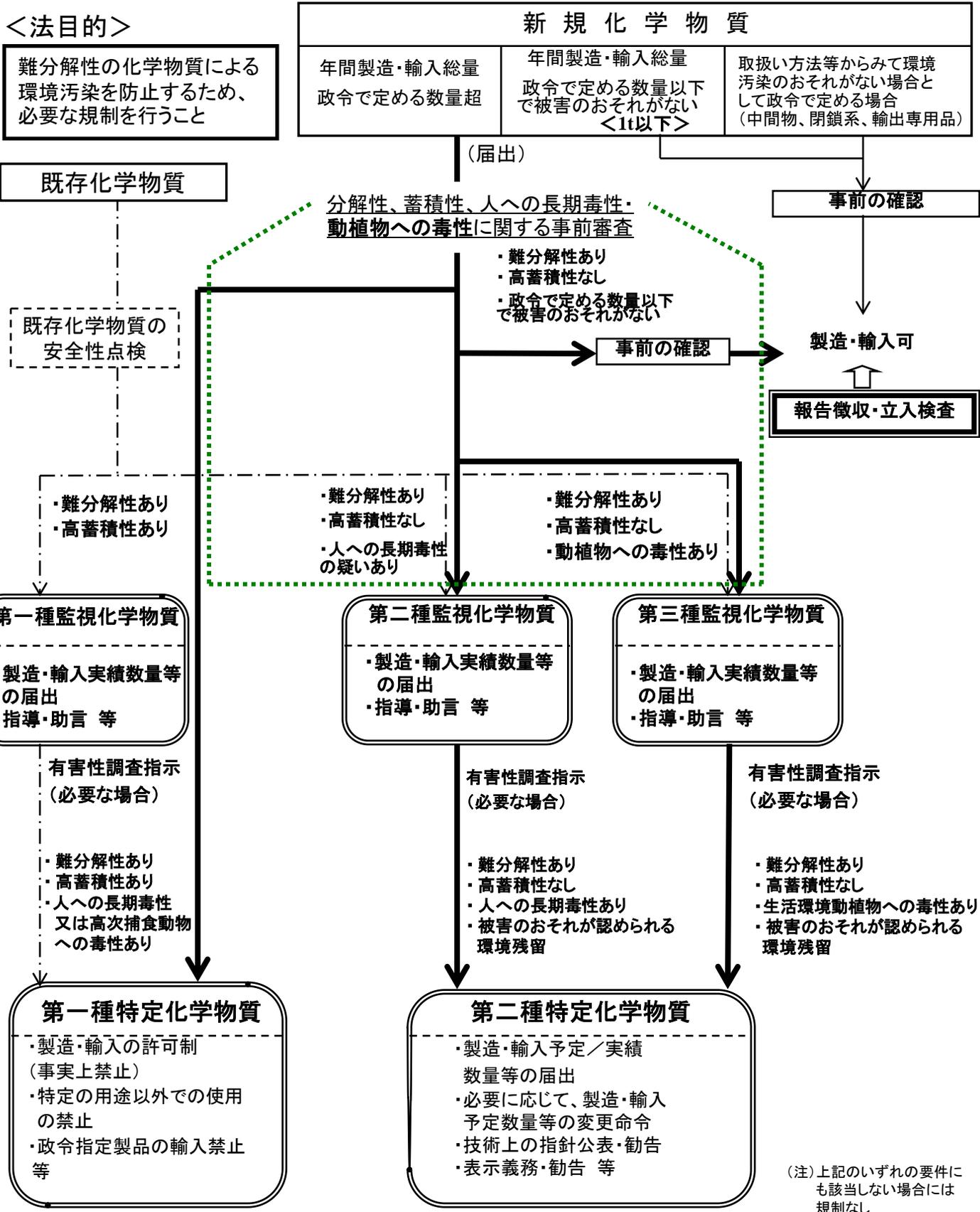


化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 (化審法)の体系図及び改正化審法の体系図

資料1

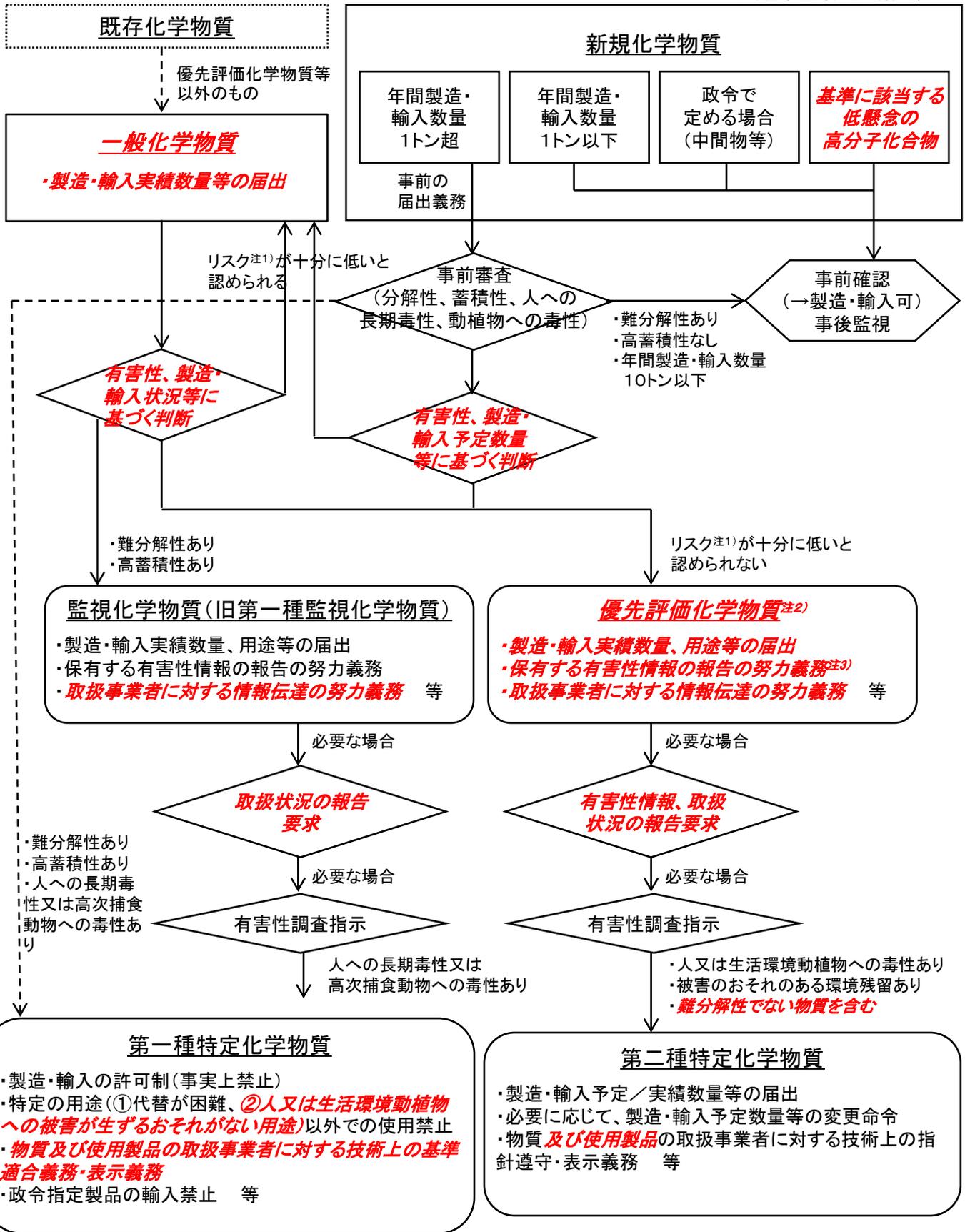
現行の化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）の体系図



○製造・輸入事業者が自ら取り扱う化学物質に関し把握した有害性情報の報告

改正後の化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）の体系図

※今回改正部分は斜体で表示



注1) 本図において、リスクとは、第二種特定化学物質の要件である、「人への長期毒性又は生活環境動植物への生態毒性」及び「被害のおそれが認められる環境残留」に該当するおそれのことを指す。

注2) 第二種及び第三種監視化学物質は廃止される。これらに指定されていた物質について、製造・輸入数量、用途等を勘案して、必要に応じて優先評価化学物質に指定される。

注3) 第二種特定化学物質にも適用される。

注4) 有害性情報を新たに得た場合の報告義務あり。(第一種特定化学物質を除く。)

注5) 必要に応じて、取扱方法に関する指導・助言あり。(第二種特定化学物質、監視化学物質、優先評価化学物質)